

通所介護
重要事項説明書

社会福祉法人 三交会

青葉台さくら苑

電話03(3791)3503(代)

青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンター

直通電話03(3791)3523

令和 7年 6月 改訂

通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 3791-3523 (直通：午前9時～午後5時まで)

担 当 高齢者在宅サービスセンター 生活相談員

(松岡 由佳)

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンター

(1) サービスの種類と地域

名 称	青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンター
所在地	目黒区青葉台3-21-6
事業所番号	通所介護 (1371000504)
サービスを提供する対象地域	目黒区、世田谷区

(2) 職員の体制

職 種	配 置 基 準 人 数
管 理 者	1名 以上
生活相談員	1名 以上
介 護 職 員	実際の利用者数15人までは1名以上、 それ以上5又はその端数を増すごとに 1名以上
看 護 職 員	1名 以上

*上記、配置基準数を上回る職員配置で対応しております。

(3) 設備の概要

定 員	35名	相 談 室	1 室
食堂・機能訓練室	309.92 m ²	送 迎 車	3 台
浴 室	一般浴室と特殊浴室があります		

(4) 営業時間

月～金、(祝祭日含む)	午前8時30分～午後17時30分
土、日	定休日
年末年始の休業日	12月31日、1月1日～1月3日

*緊急連絡電話 03-3791-3503(代表) 03-3791-3523(直通)

3. サービス内容

- ① 送迎
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 生活相談
- ⑤ レクリエーション・趣味活動 等

4. 料 金

※介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日目黒区の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

① 併設型通所介護費

区分	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上
	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護1	¥4,033	¥4,229	¥6,213	¥6,365	¥7,172
要介護2	¥4,610	¥4,839	¥7,335	¥7,510	¥8,469
要介護3	¥5,221	¥5,471	¥8,469	¥8,676	¥9,810
要介護4	¥5,809	¥6,104	¥9,592	¥9,820	¥11,150
要介護5	¥6,409	¥6,725	¥10,725	¥10,987	¥12,513

*お支払いは1カ月単位となる為、端数処理の関係で実際の支払い金額とは若干上記金額とは異なります。

② 入浴料金 入浴介助加算Ⅱ 1回当りの利用料金 599円

介護保険適用時の自己負担金額は

59円（1割）・119円（2割）・179円（3割）です。

入浴介助加算Ⅰ 1回当たりの利用料金436円

介護保険適用時の自己負担金額は

43円（1割）・87円（2割）・149円（3割）です。

③ 中重度ケア体制加算 1日当たりの利用料金 490円

介護保険適用時自己負担金は

49円（1割）・98円（2割）・147円（3割）です。

④ 認知症加算 1日当たりの利用料金 654円

介護保険適用時自己負担金は

66円（1割）・131円（2割）197円（3割）です。

- ⑤ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 1月あたりの利用料金 1,090円
介護保険適用時自己負担金は
109円（1割）・218円（2割）・327円（3割）です。
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 1月あたりの利用料金 2,180円
介護保険適用時自己負担金は
218円（1割）・436円（2割）・654円（3割）です。
- ⑥ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 1回あたりの利用料金 610円
介護保険適用時自己負担金は
61円（1割）・122円（2割）・183円（3割）です。
- ⑦ ADL維持等加算Ⅰ 1月あたりの利用料金 327円
介護保険適用時自己負担金は
32円（1割）・65円（2割）・98円（3割）です。
ADL維持等加算Ⅱ 1月あたりの利用料金 654円
介護保険適用時自己負担金は
65円（1割）・130円（2割）・196円（3割）です。
ADL維持等加算Ⅲ 1月あたりの利用料金 32円
介護保険適用時自己負担金は
3円（1割）・6円（2割）・12円（3割）です。
- ⑧ 栄養改善加算 月2回限度当たりの利用料金 2180円
介護保険適用時自己負担金は
218円（1割）・436円（2割）・654円（3割）です。
- ⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 1回あたりの利用料金 218円
介護保険適用時自己負担金は
21円（1割）・43円（2割）・65円（3割）です。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）
6か月に1回を限度、利用料金 54円
介護保険適用時自己負担金は5円（1割）・10円（2割）・16円（3割）です。
- ⑩ 科学的介護推進体制加算 1月あたりの利用料金 436円
介護保険適用時自己負担金は
43円（1割）・87円（2割）・130円（3割）です。

- ⑪ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日当たりの利用料金 218円
21円（1割）・43円（2割）・65円（3割）です。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日当たりの利用料金 196円
19円（1割）・39円（2割）・58円（3割）です。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日当たりの利用料金 65円
6円（1割）・13円（2割）・19円（3割）です。

- ⑫ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
全ての単位数の92/1000加算です。

- ⑬ 食費 1日あたり 600円（全額自己負担）

- ⑭ おやつ代 1日あたり 200円（全額自己負担）

- ⑮ おむつ代 おむつ使用の方はご自宅でお使いの物をお持ちください。
施設側のおむつを提供した場合は、下記料金(実費)を申し受けます。
尚、おむつ交換時に使い捨ての手袋を使用する必要がある方は合わせて
お持ちください。

おむつ 150円/枚 尿取りパット 50円/枚
リハビリパンツ 250/枚

- ⑯ 衛生材料費 経管栄養に関する器具 チューブ 消毒薬など・褥瘡の手入れ
に使用する軟膏 薬品 ビニール手袋・けがの箇所に継続して取り替えが
必要な傷判など、個人的に使用するものについてはご持参ください。
施設側のものを提供した場合は、別途(実費)を申し受けます。

- ⑰ 複写料 サービス提供記録の複写をお求めの場合は、複写にかかる
実費相当額1枚につき10円をお支払いいただきます。

※介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日目黒区の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※上記の金額のうち外部に支払う金額については消費税が加算されます。

5. キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
当日連絡の場合：食事代800円

※利用日が月曜日の場合はご注意ください。土曜日・日曜日にご連絡いただく場合は事務職員までお伝えください。

お休みの連絡は利用日前日の14時までにお問い合わせ致します。

6. サービスの中止(健康上の理由による中止)

- ① かぜ、病気等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができる場合もあります。担当の介護支援専門員を通してご相談ください。

7. 料金の支払い方法

翌月、20日前後までに前月分の請求をいたします。

お支払い方法は、口座自動引落としとなります。(引落としは27日となりますので、前日までにご入金をお願い致します。)引落とし確認後、領収証を発行致します。

8. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

支給限度額を確認する為、できるだけ介護支援専門員を通してお申込み下さい。

(2) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2日前までに文書でお申し出下さい。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)及び要支援1又は2と認定された場合。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した時。

(4) その他

- ① 利用者は次の事由に該当した場合は文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。
 - ・事業者が守秘義務に反した場合。
 - ・事業者が利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等。

- ② 事業者は次の事由に該当した場合は文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。
 - ・利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき料金を1カ月以上滞納した場合において、事業者が滞納額を支払うように催告したにも関わらず、全額の支払いがないために、事業者が通所介護サービスの一部または全部の提供の一時停止を実施してもなお、全額の支払いがない場合。
 - ・利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合。
 - ・利用者が入院もしくは病気等により、1カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - ・利用者やご家族などが当施設や当施設のサービス従事者に対して契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、その他信頼関係を破壊する等、契約を継続しがたい重大な事由が生じ、改善の見込みがない場合。

9. 当事業所のデイサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 利用者の意思及び人格また個性や価値観を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
- ② 利用者が可能な限りその家庭や住みなれた地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び生活動作を行います。
- ③ 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにお客様の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ④ 利用者が家庭的で明るく温かい雰囲気の中で生きがいと豊かさをもって生活できるよう支援いたします。
- ⑤ 自立支援の取り組みとしてセルフサービスを基本的な関わりとします。自然と日常生活動作訓練となるよう目的をもった行動・移動において利用者各自の出来る範囲・出来ない領域を正確に把握して意欲的に展開するよう促します。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡 利用前に文書で掲示します。
- ② 体調確認 毎回利用開始時に体温、血圧、脈拍の測定を行います。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更
利用者の体調がすぐれない場合は、ご利用を中止あるいは変更していただく場合があります。
- ④ 災害・天候・交通事情によるサービスの中止
地震、台風、大雨、積雪、花火大会等の交通規制等の場合は、利用者の安全を考慮しご利用を中止させて頂く場合があります。
- ⑤ 時間変更 利用者のやむを得ない事情で、遅刻、早退をなさる場合はご相談ください。できるだけ対応いたします。
- ⑥ その他 設備、器具の利用等どんなことでも結構ですのでお気軽にご相談ください。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせどおり、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

11. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 避難、安全な場所での待機、消防署への連絡、御家族への連絡、初期消火等
施設が地域の避難場所になりますが、施設に損壊があった時は、第1避難場所としては菅刈公園とし、第2避難場所としては西郷山公園とします。
災害時におきまして施設職員は、利用者を第一に避難を行い、安全を確保しますが同時に地域住民の安全を確保する為の機能も持ち合わせています。
- (2) 防災設備 消火器、消化栓、火災報知機、担架、防火扉等
- (3) 防災訓練 年2回実施
- (4) 防火管理者 (小比賀 省三)

1 2. サービス内容に関する相談、苦情

(1) 当施設ご利用者相談窓口

03-3791-3503(代) 03-3791-3523 (直通)

(受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時)

(2) 目黒区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担 当 部 署	電 話 番 号
目黒区介護保険担当課	03-5722-9574
世田谷区介護保険課	03-5432-2298
国保連 相談窓口	03-6238-0117
東社協福祉サービス適正化 委員会 (事務局)	03-5283-7020
目黒区社会福祉協議会	03-5768-3963
権利擁護センター「めぐろ」	03-5768-3964

(3) 第三者委員

職員には、伝えづらい相談、職員の説明に納得できない場合は、
「第三者委員(オンブズマン)」がお受けします。

弁護士 荒木 哲郎

赤坂山王総合法律事務所 03-3591-6078

東山自治会長 猪田 和男

(法人代表番号) 03 (3791) 3503

1 3. 当社の概要

(1) 名称等

名称・法人種別 社会福祉法人 三交会

代表者役職・氏名 理事長 田中 雅英

本部所在地 東京都目黒区青葉台3-21-6

代表電話番号 03-3791-3503

(2) 定款の目的に定めた事業

1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービスセンターの経営

(ハ) 老人居宅介護等の事業の経営

3) 公益を目的とする事業 居宅介護支援事業

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 目黒区青葉台3-21-6
名称 社会福祉法人 三交会
代表者 理事長 田中 雅英 印
説明者 所属 青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンター

氏名 _____

私は、本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族代表者 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()